**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

山形県東置賜郡高畠町大字高畠八二七番地
社団法人南陽市・東置賜郡歯科医師会
清算人　八木　孝

**解散公告（第三回）**

当社は、平成八年六月一日平成二年法律第六十四号附則第六条第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

東京都新宿区市谷本村町一三番地
香港寶源光學株式会社
代表清算人　足立　正

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十三年四月八日開催の臨時社員総会の決議並びに島根県知事の認可により、平成二十三年十二月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

島根県出雲市斐川町原鹿四七〇番地
医療法人社団黒目医院
清算人　黒目　訓子

**解散公告（第三回）**

当土地改良区は、平成二十三年十二月十三日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

高知県安芸郡東洋町野根丙一三〇六番地
清算法人東洋町野根土地改良区
代表清算人　百々　範昌

**配当公告**

横浜市港南区東永谷一丁目一番五号
破産者　株式会社エフ・ケイ・シー

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十一年（フ）第三三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金六、四五九、〇五三円
一般債権　金二、六〇八、二〇五、五〇四円

一、配当することのできる金額
優先債権　金六、四五九、〇五三円
一般債権　金八七、二四三、三〇九円

平成二十四年一月二十四日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館六階　破産管財人　弁護士　湯沢　誠

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県三戸郡三戸町大字六日町一四番地、最後の住所青森県三戸郡三戸町大字川守田字関根二一番地六
被相続人　亡　小林　清明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

青森県八戸市内丸一丁目六番二四号Nビル三階A号　八戸シティ法律事務所
相続財産管理人　木村　哲也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形市若葉町二三一番地二、最後の住所山形市若葉町四番一九号
被相続人　亡　前田　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

山形市旅篭町二丁目一番一一号　ステージ八山二階　霞城東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　粕谷　真生

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県太田市台之郷町一二三四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　濱田　勝徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

群馬県太田市浜町三番六号太田商工会議所会館四階　りょうもう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丸山　幸男

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県戸田市下前二丁目一番、最後の住所埼玉県戸田市下前二丁目一番五―四〇三号
被相続人　亡　山本　正二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三―七―二浦和ＭＴビル二階浦和サライ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　野木　尚郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県千葉市若葉区みつわ台五丁目二二番、最後の住所埼玉県深谷市稲荷町北一四番七号
被相続人　亡　中山　雅生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地　林法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　潔

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県君津市坂田四六一番地一五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　清松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十四日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号　かずさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大久保吉規

**合併公告**

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年一月二十四日

熊本県八代市新港町三丁目二番地七
（甲）有限会社中村プラスチック
代表取締役　中村　好美
（商号変更後の商号）株式会社中村プラスチック
熊本県八代市新港町三丁目二番地七
（乙）有限会社プラスチック加工製作所
代表取締役　中村　敬子

**第14期決算公告**　平成24年1月24日

岩手県陸前高田市広田町字黒崎9番地30
**レジャーパーク株式会社**
代表取締役　鈴木　孝夫

**貸借対照表の要旨**（平成23年10月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 145,054 |
| | 固定資産 | 66,388 |
| | 資産合計 | 211,443 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 121,770 |
| | 株主資本金 | 89,673 |
| | 資本剰余金 | 43,000 |
| | 資本準備金 | 33,000 |
| | 利益剰余金 | 33,000 |
| | 利益準備金 | 13,673 |
| | その他利益剰余金 | 5,400 |
| | （うち当期純利益） | 8,273 |
| | 負債・純資産合計 | (8,119) |
| | | 211,443 |

**第10期決算公告**

平成24年1月24日

熊本県八代市新港町三丁目2番地7
**有限会社中村プラスチック**
代表取締役　中村　好美

**貸借対照表の要旨**

（平成23年7月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 25,231 |
| | 固定資産 | 56,670 |
| | 合計 | 81,901 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 12,180 |
| | 固定負債 | 58,825 |
| | 株主資本 | 10,896 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 7,896 |
| | その他利益剰余金 | 7,896 |
| | （うち当期純利益） | (1,574) |
| | 合計 | 81,901 |